

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1289号)

平成27年4月9日

横情審答申第1289号

平成27年4月9日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成26年5月27日健保護第521号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成19年度生活保護施行事務監査の結果について（平成19年度社援発0324005号）、平成20年度生活保護施行事務監査の結果について（平成20年度社援発0316008号）、平成21年度生活保護施行事務監査の結果について（平成21年度社援発0326第9号）、平成22年度生活保護施行事務監査の結果について（平成22年度社援発0331第71号）、平成25年度生活保護施行事務監査の結果について（平成25年度社援発0121第6号）、平成19年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について（平成20年度健保護第454号）、平成20年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について（平成21年度健保護第523号）、平成21年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について（平成22年度健保護第535号）、平成22年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について（平成23年度健保護第484号）、生活保護法施行事務監査（他法他施策の活用状況）の結果について（平成22年度関厚発0111第4号）及び生活保護法施行事務監査（他法他施策の活用状況）の改善措置状況について（平成22年度健保護第2481号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が「平成19年度生活保護施行事務監査の結果について（平成19年度社援発0324005号）、平成20年度生活保護施行事務監査の結果について（平成20年度社援発0316008号）、平成21年度生活保護施行事務監査の結果について（平成21年度社援発0326第9号）、平成22年度生活保護施行事務監査の結果について（平成22年度社援発0331第71号）、平成25年度生活保護施行事務監査の結果について（平成25年度社援発0121第6号）、平成19年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について（平成20年度健保護第454号）、平成20年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について（平成21年度健保護第523号）、平成21年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について（平成22年度健保護第535号）、平成22年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について（平成23年度健保護第484号）、生活保護法施行事務監査（他法他施策の活用状況）の結果について（平成22年度関厚発0111第4号）及び生活保護法施行事務監査（他法他施策の活用状況）の改善措置状況について（平成22年度健保護第2481号）」を一部開示とした決定について、ケース番号、受給者番号、是正改善措置状況及び別表に示す部分の情報を非開示とした決定は妥当であるが、問題点の指摘内容のうち別表に示す部分を除く情報を非開示とした決定は、妥当ではなく開示すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成19年度生活保護施行事務監査の結果について（平成19年度社援発0324005号）（以下「文書1」という。）、平成20年度生活保護施行事務監査の結果について（平成20年度社援発0316008号）（以下「文書2」という。）、平成21年度生活保護施行事務監査の結果について（平成21年度社援発0326第9号）（以下「文書3」という。）、平成22年度生活保護施行事務監査の結果について（平成22年度社援発0331第71号）（以下「文書4」という。）、平成25年度生活保護施行事務監査の結果について（平成25年度社援発0121第6号）（以下「文書5」という。）、平成19年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について（平成20年度健保護第454号）（以下「文書6」という。）、平成20年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について（平成21年度健保護第523号）（以下「文書7」という。）、平成21年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について（平成22年度健保護第

535号) (以下「文書8」という。)、平成22年度生活保護法施行事務監査の改善措置状況について(平成23年度健保第484号)(以下「文書9」という。)、生活保護法施行事務監査(他法他施策の活用状況)の結果について(平成22年度関厚発0111第4号)(以下「文書10」という。))及び生活保護法施行事務監査(他法他施策の活用状況)の改善措置状況について(平成22年度健保第2481号)(以下「文書11」という。))」(文書1から文書11までを総称して以下「本件申立文書」という。))の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。))が平成26年2月26日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。))の取消しを求めるというものである。

### 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。))第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 「ケース番号」については、生活保護を受給するに当たって個々の生活保護受給世帯を識別するために付番された番号となっている。「受給者番号」については、生活保護受給世帯が医療機関に受診し、医療機関が本市に診療報酬を請求する際に用いられる番号となっている。このため、これらは個人に関する情報であって、開示することにより生活保護受給世帯である特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当し、非開示とした。
- (2) 「問題点の指摘内容」については、生活保護受給世帯の本籍、住所、家族構成、健康状態、病歴、障害の有無及び程度、職業(無職を含む)、犯罪歴、収入、資産等の内容となっている。

「是正改善措置状況」については、上記指摘内容を受けて、是正改善を図った内容であるため、同様に生活保護受給世帯の本籍、住所、家族構成、健康状態、病歴、障害の有無及び程度、職業(無職を含む)、犯罪歴、収入、資産等の内容となっている。

文書11の「是正改善措置状況」については、生活保護法施行事務監査(以下「監査」という。))後の他法他施策の活用状況を記載するため、健康状態、病歴、障害の有無及び程度、医療費助成に受給状況等の内容となっている。

このため、これらは個人に関する情報であって、開示することにより生活保護受給世帯である特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより特定の生活保護受給世帯を容易に推測することが可能なものであることから、

本号本文前段に該当し、非開示とした。また、特定の個人を識別することができないとしても、これらの情報は特定の生活保護受給世帯に係る機微に触れる個別具体的な情報であり、文書に記録されている情報自体が個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから本号本文後段に該当し、非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、非開示部分を開示するよう求める。
- (2) ケース番号、受給者番号、問題点の指摘内容及び是正改善措置状況は個人を特定する情報に当たらない。
- (3) 実施機関は、監査に対して、個人の秘密に該当する資料を提出することはない。監査に対して実施機関が提出した資料には、個人の秘密を害することとなる情報は含まれているはずがないのである。情報公開の目的は、実施機関で行われているような権力の乱用、違法行為を市民の監視にさらすことで、権力の乱用を阻止することである。本件処分が妥当であるなら、そもそも、実施機関が監査に対して提示した資料は、監査権を逸脱したものとして、実施機関は提出を断らなくてはならなかったのではないのか。個人の秘密となり得る部分に限って非開示とすることが妥当ではないのか。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 監査に係る業務について

ア 厚生労働省では、生活保護法（昭和25年法律第144号）第23条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に基づき、実施機関に対して監査を実施し、その結果として是正改善等の措置を行うよう指示し、その報告を求めている。

監査は、実施機関における生活保護法の施行事務について、その適否を関係法令及び取扱指針等に照らし個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導・援助することを目的としている。

また、厚生労働省では、「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号）において、生活保護法施行事務監査実施要綱を定め、監査における主眼事項及び着眼点を定めている。

イ 監査の対象は、健康福祉局生活福祉部保護課（当時。現在の健康福祉局生活福祉部生活支援課。以下同じ。）及び福祉保健センター保護課（当時。現在の福祉保健センター生活支援課。以下同じ。）である。監査の方法としては、健康福祉局生活福祉部保護課に対し、市内の福祉保健センター保護課の指導状況についてヒアリングを実施している。また、一つの区の福祉保健センター保護課を選定し、当該保護課に対し、生活保護実施状況についてヒアリング、個別ケース検討等を行っている。個別ケース検討は、ケースワーカーが作成した生活保護受給者のケース記録等を基に行われている。

ウ 実施機関では、厚生労働省からの是正改善等に係る指示について、改善措置を図り、是正改善措置状況を厚生労働省へ報告している。

実施機関は、改善措置を図るに当たって、監査により指摘された事項について、その内容を確認している。また、個別ケース検討に係る指摘内容への対応として、必要に応じて生活保護受給者に対して指導及び指示を行っている。

生活保護法第27条第1項では、実施機関は生活保護受給者に対して、必要な指導及び指示をすることができることとされており、同法第62条第1項では、「被保護者は・・・第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない」とされており、さらに、同条第3項では、「保護の実施機関は、被保護者が・・・義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる」と規定されている。

## (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、厚生労働省が監査の結果を通知した文書及び実施機関が報告した是正改善措置状況であり、その内容と非開示部分は以下のとおりである。

### ア 文書1から文書5までについて

平成19年度から平成22年度まで及び平成25年度に実施した監査の結果に係る厚生労働省から実施機関へ通知した文書である。通知文には、健康福祉局生活福祉部保護課に対する福祉保健センター保護課に対する指導の徹底について記録されており、別紙として福祉保健センター保護課における生活保護の実施状況の問題点及び個別ケース検討により指摘された問題点に係る内容が記録されている。

このうち実施機関は、個別ケース検討により指摘された問題点に係る内容である「ケース問題点及び是正改善措置状況」のケース番号及び問題点の指摘内容を非開示としている。

イ 文書6から文書9までについて

文書1から文書4までの通知に基づき、実施機関が厚生労働省へ報告した文書である。報告書のほかに別紙として健康福祉局生活福祉部保護課及び福祉保健センター保護課が講じた措置内容が記録されている。

このうち実施機関は、個別ケース検討により指摘された問題点に係る改善措置が記録された「ケース問題点及び是正改善措置状況」のケース番号、問題点の指摘内容及び是正改善措置状況を非開示としている。

ウ 文書10について

平成22年度に実施した医療扶助の支給の事例に係る他法他施策の活用状況について、厚生労働省が実施機関へ監査の結果を通知した文書である。

このうち実施機関は、指摘事例が記録された「個別指摘ケース及び是正改善状況」のケース番号及び受給者番号を非開示としている。

エ 文書11について

文書10の通知に基づき、実施機関が厚生労働省へ報告した文書であり、所要の是正及び改善の措置が記録されている。

このうち実施機関は、「個別指摘ケース及び是正改善状況」のケース番号、受給者番号及び是正改善措置状況を非開示としている。

なお、平成23年度は監査が実施されていないこと及び平成24年度は福祉保健センター保護課に対する監査は行われていないことから、当該監査に係る文書は存在していないことが認められる。また、本件申立文書の開示請求時点では、文書5に対する実施機関からの報告は行われていないことから、当該報告に係る文書も存在していないことが認められる。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、ケース番号、受給者番号、問題点の指摘内容及び是正改善措置状況は本号本文に該当し、非開示としたと主張している。

ウ 実施機関が本件処分において非開示とした情報は、個別ケース検討として記録された「ケース問題点及び是正改善措置状況」に係る情報である。

個別ケース検討に係る監査については、厚生労働省の職員が、問題があると思われるケースを抽出し、検討しているものである。そして、生活保護法施行事務監査実施要綱の主眼事項及び着眼点に基づいて、厚生労働省の職員が問題があるとしたケースについて、改善措置を講ずるよう実施機関に対し指示している。

厚生労働省からは是正改善の指示を受けた実施機関は、当該指示の内容について確認をし、必要に応じて生活保護受給者に対して生活保護法第27条の規定に基づく指導及び指示をしている。また、実施機関は、その指導及び指示により改善措置をした内容を厚生労働省に報告している。

そうすると、「ケース問題点及び是正改善措置状況」に記録された情報は、生活保護受給者に関し監査により問題があるものとされたことを示すものであり、かつ、監査に基づいて当該生活保護受給者が実施機関から指導及び指示を受けたことを示す場合もあるといえる。

本件申立文書の非開示部分の判断に当たっては、本件申立文書が上述のような性質を有することにも配慮をする必要がある。

#### エ ケース番号及び受給者番号について

ケース番号は、生活保護を受給するに当たって、世帯ごとに付されている番号である。また、受給者番号は、医療機関が生活保護受給者に係る診療報酬を実施機関に請求する際に用いられる番号である。

これらの番号は、生活保護受給者の個人に関する情報であり、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### オ 問題点の指摘内容について

当審査会が本件申立文書を見分したところ、問題点の指摘内容に記録された情報のほとんどは、生活保護法施行事務監査実施要綱の着眼点等の定型的な指摘事項であることが認められた。それらの内容は、指摘を受けた生活保護受給者の個人に関する情報ではあるものの、当該情報のみでは、監査の対象とされた特定の個人を識別することはできない。また、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとも認められない。

しかし、別表に示す部分は、生活保護受給者に係る具体的な生活内容、家族構



成、特定の居住地及び医療機関名が記載されていることが認められた。これらの情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、別表に示す部分は本号本文前段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。しかし、その余の部分は、本号本文に該当しない。

#### カ 是正改善措置状況について

- (ア) 当審査会が本件申立文書を見分したところ、是正改善措置状況には、実施機関が行った生活保護受給者に対する指導及び指示並びに是正改善の措置に係る内容が記録されていることが認められた。これらの情報は、生活保護受給者の家族構成、健康状態、病気の症状、障害の内容、求職の状況、資産などの生活の実態に踏み込んだ詳細な内容であり、個別具体的な情報である。
- (イ) 行政文書に記録された個人に関する情報について、本号で規定する「特定の個人を識別することができるもの」の該当性を判断するに当たっては、当該特定の個人について一定の情報を有する周辺の関係者等ではない一般人において、特定の個人が識別されるおそれがあるかどうかを基準とすることが原則である。
- (ウ) 本件について見てみると、本件処分において区名は既に公になっており、当該区における生活保護受給者の世帯数、本件申立文書の記載内容などから、地域住民や関係者などの一定の情報を有する者が是正改善措置状況を見れば、特定の個人を識別することができるものである。

また、是正改善措置状況が公になった場合には、インターネット上に掲載されることなどにより、当該情報が拡散し、探索的な調査が行われるおそれがあることなどを考慮する必要がある。

- (エ) 是正改善措置状況は、前記ウのとおり、生活保護受給者に関して監査によって問題があるものとされたことを示すものであり、かつ、監査に基づいて当該生活保護受給者が実施機関から生活保護法第27条に基づく指導及び指示を受けた場合もあり、是正改善措置状況には、生活保護受給者の個別具体的な生活状況等が書かれていることから、その内容を他者に見られるということについては、当該生活保護受給者にとって、単なる不快感にとどまらない精神的苦痛を受けるおそれがあることも否定できない。

さらに、その指導及び指示に従わない場合には生活保護法第62条第3項に基づき保護の変更、停止又は廃止をすることができるものであることから、生活

保護受給者にとっては、不本意、進んで人格を否定されたと考えるおそれも十分にあり得る。

したがって、是正改善措置状況が特定の個人を識別することができない情報であったとしても、これを公にすることにより、当該個人の尊厳に関わる人格的な権利利益を害するおそれのある情報といえる。

(オ) そうであるとすると、是正改善措置状況は、全体として生活保護受給者自身の情報であるというべきである。したがって、当該情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報である。また、仮に他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができない情報であったとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

以上のことから、是正改善措置状況は、その全体が本号本文に該当する。また、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定について、ケース番号、受給者番号、是正改善措置状況及び別表に示す情報を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、問題点の指摘内容のうち別表に示す部分を除く情報を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当ではなく開示すべきである。

#### (第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表 問題点の指摘内容のうち、当審査会が条例第7条第2項第2号に該当し、開示しないことができると判断した部分

文書名		該当箇所
文書2	6ページ目	12行目の2文字目から6文字目まで
	7ページ目	21行目の9文字目から13文字目まで及び22行目の11文字目から15文字目まで
	8ページ目	25行目の2文字目から7文字目まで
文書4	5ページ目	9行目の2文字目から8文字目まで並びに11行目の4文字目、5文字目及び12文字目から21文字目まで
文書5	2ページ目	4行目の1文字目から5文字目まで
文書7	7ページ目	12行目の2文字目から6文字目まで
	9ページ目	15行目の9文字目から13文字目まで及び16行目の11文字目から15文字目まで
	11ページ目	15行目の2文字目から7文字目まで
文書9	22ページ目	1行目の2文字目から8文字目まで並びに3行目の4文字目、5文字目及び12文字目から21文字目まで

(注意)

- 1 ページ数は、「ケース別問題点及び是正改善状況」の1枚目を1ページ目とする。
- 2 文字数は、1行に記録された文字(符号を含む)を、左詰めにして数えるものとする。
- 3 表に係る罫線は、行数として数えないものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年5月27日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年6月19日 (第173回第三部会) 平成26年6月26日 (第250回第一部会) 平成26年6月27日 (第256回第二部会)	・諮問の報告
平成26年6月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年7月10日 (第251回第一部会)	・審議
平成26年7月24日 (第252回第一部会)	・審議
平成26年8月28日 (第253回第一部会)	・審議
平成26年9月11日 (第254回第一部会)	・審議
平成26年9月25日 (第255回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成26年10月9日 (第256回第一部会)	・審議
平成26年10月23日 (第257回第一部会)	・審議
平成26年11月13日 (第258回第一部会)	・審議
平成26年11月27日 (第259回第一部会)	・審議
平成26年12月11日 (第260回第一部会)	・審議
平成27年1月8日 (第261回第一部会)	・審議
平成27年1月22日 (第262回第一部会)	・審議
平成27年2月12日 (第263回第一部会)	・審議
平成26年2月26日 (第264回第一部会)	・審議